

議長定例記者会見 会見録

日時：平成 21 年 3 月 5 日 13 時 30 分～

場所：全員協議会室

1 発表事項

- ・ 「政務調査費の減額」について
- ・ 「救急医療体制整備に関する提言」（案）について
- ・ 「第 5 回全国自治体議会改革推進シンポジウム」の開催について

（議長）皆さん、こんにちは。

お集まりいただきましてありがとうございます。

今日は、二十四節季の啓蟄（けいちつ）だそうございまして、春らしくなって、虫が穴から出てくるというんですけれども、ちょうどこの頃、初雷と言うんですか、最初の雷が鳴る頃だと言いまして、それに驚いて、虫が出てくるということなんですけれども、今、その雷以上の金融や経済危機が広がっている時でございますから、出て来てびっくりするだろうと思っているんですけれども。

有効求人倍率について、2月27日に発表されており、既にご承知のとおりだろうと思うんですけれども、三重県では0.69倍、全国平均が0.67倍ですから、全国平均と比べると若干いいわけなんですけれども、前月からの落ち込みは0.2ポイントでございまして、これは、落ち込みだけを考えると愛知県の0.23に次いで全国2位の大幅な落ち込みということになります。全県下的に見てみますと、例によって、東紀州の方は、熊野が0.43、それから、副議長のところ、伊賀が0.46、こんな状況でございまして、地域によって大きな隔たりがあるわけなんですけれども、こんな中で、同じ東紀州でも尾鷲の管内が0.94倍なんですよね。これは、津の0.98倍に続いて県下第2位の高さなんです。なぜ、同じ東紀州といいですか、そういう地域で尾鷲がこのように高いのかということは今調査をしているところでございまして、もしも、そこに有効なヒントがあるとしたら、そこを勉強できないかなというふうな思いを私は持っているところでございます。

また、雇い止めは、5,927人になる見込みで、これも前月から比べて1,800人以上増えたということでございます。極めて深刻な状況でございます。県も、今議会にいろいろなことを提案しておりますが、委員会でもきちっとした議論をしながら、できるだけ的確で、スピーディなスピード感を持って議会としても対応をしまいたいと思っておりますし、三重県経済危機

対策会議というのを設置をしているわけですがけれども、これも専門調査会議を設置しております、3月10日には、四日市、松阪、伊勢志摩、熊野の4地区で地域の事情等を調査するというようなことがありますけれども、そこにも期待を寄せていきたいと思っております。

それから、次に、今日、10時から開催いたしましたNPO等ソーシャルビジネス支援調査特別委員会におきまして、イギリスのNPO活動家2名をお招きをいたしました。そして、イギリスにおける市民活動と行政とのコラボレーションの在り方についてお話をお聞かせいただいたところでございます。

この委員会は、ソーシャルビジネスの視点も入れて、NPO等を支援できないものかと、県内外の参考人を招致して調査を続けておるところでございます、三重県議会において外国の方を参考人としてお招きしたのは今日が初めてのことでございまして、市民活動について国際的な視点を持って考える貴重な機会が得られたと思っております。

今回の参考人招致が、国際的な視野でさまざまな事案について検討していく契機になれば大変有意義だなというふうなことを思っております。

私も始まる前に10分程度お会いさせていただきました。本会議で山本教和議員から英語の会話論議がございましたけれども、私も語学力の不足を痛感をさせられました。私の家では、よく外国の方が来たり、ある日、ヒッチハイクをしている人をうちの妻が家に連れてきて泊めたりするんですけれども。私の子ども達は、一定限度しゃべれて、家で私だけがしゃべれないものですから、泊まってお帰りになる時に、お宅の夫は非常に無口ですねというようなことを言って帰っていくんでございまして、今更遅いと思っておりますけれども、プレゼンテーション能力を、語学力を付けていかなければならないなということ、今日はそのことを通じても感じさせていただきました。

次に、発表事項の一番目なんですけれども、政務調査費の減額についてなんですけれども、厳しい経済状況にあることから、全国で議員報酬の減額等がなされて以来、そのような議論がされているところでございます。三重県議会の議員報酬というのは、1996年、平成8年に改訂をされまして、現在の額になっているわけでございますけれども、それ以来、13、4年、景気の動向に左右されず、上がりもせず、下がりもせず、ずっとそのまま推移をしてきたところでございまして、このことについては、いわゆる報酬審議会にて審議をして決めていただくということなんですけれども。ちょっと余談になりますけれども、報酬審議会というのはなぜ知事部局で、知事のところで審議会があって、そこでどうして議員の報酬も決めるんだという疑問を私は持っております、議会ではやっぱり附属機関のような報酬審議会みた

いなものを作って、議員の報酬というのは議会でやるべきじゃないかと思うんですけれども。そのことは、さておき、報酬の減額ということをいろいろ私なりに考えてみたわけなんですけれども。

三重県議会では、平成20年から、定例会の年2回制を導入しておりますし、他の都道府県議会と比べて倍以上の会期をこなしておりますし、議員活動が以前にも比べてかなり活発になっており、極めて多忙を極めていているという状況がございますので、他県と一律に比較することはできないのではないかという思いがございまして、議員報酬については、現状の額にいたしたいと思っているところでございます。

まあ、報酬の多寡というのは、やっぱり多い、少ないという議論よりも、それに見合う仕事をしているのかと、そういう判断基準もあってしかるべきだろうと思っておりますし、そのような判断基準で我々の活動を見ていただきたいし、それに見合う活動を私どもはしてまいりたいというふうに思っております。まあ、そういうこともございまして、他県では、東海4県を見ますと、議員報酬で、愛知県は8%、岐阜県は12%の減額です。静岡県は減額の予定がないということでございます。政務調査費については、愛知、岐阜、静岡とも減額の予定はないということでございますので、私どもは、議員報酬よりも政務調査費を減額できないだろうかというふうに思っているところでございまして、今年の4月から一定期間、一定の割合で減額をしたいと思っているところでございまして、今、各派間の調整も行っているところでございますが、明日、代表者会議に私の方から提案をさせていただきますし、具体的にお諮りをし、明日、決定をいただきたいと思っているところでございます。これが、一点目の政務調査費の関係でございまして。

発表事項の2点目は、救急医療体制整備に関する提言でございまして。

これについては、県内の救急医療の現状は、一次、二次の救急医療について、医師不足等の理由から、その体制の維持が極めて困難になっている地域が増加をしているところでございまして、さらに、三次医療についても体制強化が課題となっているところでございます。

このため、本年度設置いたしました救急医療体制調査特別委員会では、救急医療の現状と課題について調査を行っておりまして、委員間の討議を経まして、「救急医療体制整備に関する提言書(案)」をまとめていただいたところでございます。内容については、「救急医療の体制づくり」、「救急医療を支える医師等医療人材の確保」、「消防等関係機関との連携と社会啓発」の3つ側面からさまざまな対応を考えていただいて、提言にまとめていただいたところでございます。

なお、この提言については、これも明日開催される代表者会議でご決定を

いただきまして、県議会として、決定をいただいたら明日中にでも、知事に提言を行いたいと思っているところでございます。

先ほど申しました議員報酬の愛知県の8%というのは、最大会派の自民県議団が決めたということでございまして、議会としてはこれからということだそうでございます。これが、救急体制の問題でございます。

提言の詳しい内容につきましては、明日、代表者会議でもありますし、午後3時に、まとめましたら、知事に提言をしたいと思っておりますので、その時に詳細は配付をさせていただきたいと思っております。

3点目は、第5回全国自治体議会改革推進シンポジウムの開催についてです。これは、2月20日の代表者会議で決定いたしまして、今回も他の自治体議会と交流・連携するためのシンポジウムを開かせていただくんですけども、これは、去年4月に桑名で開いたのに続き、今回で5回目となります。前回までは都道府県で議会基本条例を制定しているのが、三重県だけでしたので、ほとんど三重県単独という形で開催をしていたんですけども、今回については、岩手県、神奈川県、福島県が議会基本条例を制定いたしましたので、4県で共同で開催できないかということを探したわけですが、しかし、時間が無かったとか、或いはそれぞれの行き方が少し違うということもございまして、今回も三重県単独主催で5回目を開催させていただきたいと思っております。

今回は、議会基本条例を制定している県、市、町村議会が全国で32にのぼりましたし、また、たくさんの方が今、検討しているということもございまして、そういう状況を踏まえて、議会基本条例にしようというのが出て、意見交換をし、交流・連携に繋げていきたいと思っているところでございます。詳細は、お手元にお配りしていると思っておりますが、4月10日、金曜日、県の総合文化センターで行います。参加者は全国の自治体議会の議員を対象に300名程度を予定しております。浅野史郎慶応大学教授、前の宮城県知事ですけども、その人に、「二元代表制における自治体議会の役割」についてお話をいただいた後、パネルディスカッションについては、「議会基本条例の意義と課題」をテーマに、その浅野さんをコーディネーターに、山梨学院大学法学部教授の江藤俊昭さん、会津若松市議会広聴広報委員長の小林作一さん、おなじみなんですけれども、栗山町議会議長の橋場利勝さんと私を加えて4人でパネラーとして実施をいたします。シンポジウム開催後、交流会も開催する予定となっております。是非、皆様には、このシンポジウムにつきまして、ご取材をいただきまして、情報発信にご協力をいただけたら大変ありがたいと思っているところでございます。

私からの発表は、以上でございます。

2 質疑応答

(質問) 幹事社が3月から変わりました、共同通信とメーテレと毎日新聞で、5月末までの3か月間、またよろしくお願いします。

最初に政務調査費の減額ですけれども、4月から一定期間というのはどういうことなんでしょうか。

(議長) できたら今の議員の任期の期間ですね。できたらですね。これもまだ明日の代表者会議にお諮りするのですけれども、2年間くらいを提案したいと思っています。

(質問) あの、まあ明日議長の方からということなので、詳しいことはまああれだと思えるのですけれども、大体議長の考えというのは、今33万円ですよ、どの程度かおわかりですか。

(議長) これは代表者会議でお諮りしてご決定していただくのですけれども、私は1割、10%程度は削減をしたいというふうに思っております。そういうふうに削減をしますと年間2,000万円くらいになるんじゃないかな。

(質問) 削減に至る理由は何ですか。

(議長) 現下の経済状況等ございまして、県民が本当に大変厳しい状況にある中で、執行部もそれぞれ減額したり、カットしたりしているところございまして、県議会としても、現下の情勢の中、県民に理解を得られる範囲の方策を考えていくべきだという思いもございまして、現下の状況からそのような形にさせてもらいたいと思っています。しかし、政務調査費は、私ども政務調査活動をするための本当に財政的な支えであったり、議員活動としての生命線であると思いますので、これはやっぱり、現状の社会状況、経済状況を勘案してそうすべきことであって、2年を経過して社会の状況とかをみながら2年後にまた判断をしてもらえたらありがたいなというふうな提案をさせていただきたいと思っています。

(質問) 給料ではなくて、なぜ政務調査費でカットをしたのかというところを教えてくださいませんか。

(議長) 先程も申し上げましたとおり、報酬は仕事の対価としていただくべき金額、報酬だと思っていますので、私どもは20年度から先程も申し上げま

したように全国都道府県議会の倍以上の会期を設けて、県民の意見をしっかり聴く体制も作りながら、それに相応しい仕事をしているというふうに思っていますので、減額というよりむしろ増額してほしいくらいの思いを私は持っているところがございます。そういう意味で報酬はどうかという思いがございましたので、だとするならば、県民の皆さんの現下の状況の中で県議会としてどう応えていくべきかなということを勘案すると、報酬がそういう形なら、もう一方の政務調査費をそれに考えていくべきかなというふうなことを思ったところがございます。仮に私が明日提案してこのとおりになるかどうかわかりませんが、私であれば一番遠いところから来ていますので、旅費だけで政務調査費が無くなってしまおうという状況でございますので、大変私としては厳しいところがあるわけですが、そんな中でそのような決定をさせていただいたところです。

(質問) 別に突っ込んで言うわけではないのですが、基本的に知事部局がやっているのは、基本給ではないけど、政務調査費には当たらないどっちかという本俸に近いところの部分をやっていますね。それからいくと、議員の場合はそこまで区別があるわけではないけれども、という話でいくなれば、政務調査費にもし手をつけるなら、政務調査費の存在そのものというのが果たしているのかどうかという議論まで本来は踏み込んでやるべきだろうし、それについてはまだ期限がないと。とりあえず、暫定的にその2年、次の改選までもう1年か、2年ですね、という形だとわりとわかりにくい部分が出てくるんじゃないかと思うんですよ、県民に対して。その辺はどうクリアされるんですか。

(議長) ですから、政務調査費そのものを否定しているわけでは私はありません。政務調査費は我々の政治活動を支える生命線の一つでもあると思っておりますので、ですから政務調査費をずっと未来永劫そのまま減額するということがなくて、現下の県民の状況とか、経済状況とか、雇用状況をみたうえで、私どもも何らかの痛みを分かち合わなければならないというところで政務調査費の方をさせていただいたわけです。

(質問) 背景を伺ってそのとおり答えていただけるとも思わないですが、逆に一部の情報公開請求者の方々がいて、その方たちが今、政務調査費狙い打ちで情報公開をかなりかけているじゃないですか。そういう関係もあって、この際政務調査費を考えようやという話にもなっているんですか。

(議長) それはまったく関係ないと思います。政務調査費は政務調査をきちん

とした人はそれよりももっとたくさん使っている方もいらっしゃいますし、それで使い切れなかったら、必ずお返しをしているわけですから。ですからそういうこととはまったく関係がございません。

(質問) 県民の生活を鑑みてというふうにおっしゃるんでしたら、やはりその報酬のカットの方が非常にわかりやすいというふうにも思うんですけども、そこら辺はどうですか。

(議長) 報酬については、先程も申し上げましたように、労働の対価としていただくものでございますから、私どもにとっては。そのことは私どもの活動を見ていただければ、今の金額をいただいて私どもは当然だと思っておりますし、そのことは県民に私は納得していただけるというふうに思いましたので、それだけ、報酬の方を守って、それで事成れりということではいけないと、現下の状況の中で。ですから本当に厳しいですけども、反対意見もあると思っておりますけども、政務調査費の方へということでは提案をさせていただきたいと思っております。

(質問) しつこさを顧みず言いますと、例えば会期云々、年2回制とってこれだけの会期日数を誇るという考え方もあるし、逆に一体なんでそんなに会期日数を増やしてまで議員が出てこないといけないんだという考え方もありますよね。それからいけば、年2期制というのを昨年からやってるわけですけども、これについての検討を含めて、今の議員出席の膨大な時間数とか、その事務処理とか、そういう諸々のことを考えたら、果たしてこれがいいかということも一つ検証対象ですよ。

(議長) 当然です。ですから、私どもは今、附属機関の議論をしていますけど、その附属機関を設置した段階で、当然年2回制については外から見ていかななものなのですかというような検証はやはりしていかなければならないと思えますし、無駄な230日ではないかというふうなことを言われたら、それはそれなりに私どもは真摯に受けとめて、今後の議会活動に検討を加えていかなければならないと思っております。

(質問) 議長というか、県議会に対しての全体の今の会期等の認識なのですが、その関係でお聞きしますが、今やられているものというのは、本来県民がもっとたくさん出てきてほしいとか、もっと議員は議会活動をするべきだと、会期も延ばせよと、通年でやれという話があってやったわけではなくて、どっ

ちかというと議会が主導でこういう形に今もっていかれてますよね。その中で、県民に説明もされたりとかで、一応この形で収まっているけれども、それと議員報酬が実はこれに見合った形であるいはそれでいくなら、対価であるならば、もっと額を増やしてほしいと、当然そういう意見も出るでしょうけど、そのところってというのは、そこには繋がっていかないんじゃないですか。

(議長) いえ、それは会期を長くすることによって、県議会本来の役割を果たせていなかった部分というのは、長くすることによって果たせていると思っています。それはまだ今始まったばかりですから、いろいろこれからも検討しなければならぬところもあると思うのですけども、例えば、県民の意見をしっかりと聴かせていただくということで、参考人の招致だとか、公聴会だとか飛躍的に増えて、その県民の声を活かした議会活動、政策提言、そういうものにこれからしっかりと繋げていくということは、それは県民にご理解をいただけるし、県民の本当の声を県政に反映させていくということにこの会期の延長で繋がっていつているのではないかというふうに私は思っておりますので、しかも年2回制の議論の時にパブリックコメント等で県民の皆さんのご意見も聞かせていただきましたが、数は少なかったですけども、そのような声もいただきながら決定をしまいった経過もございますし、ただ、決定をしまただけではいけないと思いますので、附属機関等を使って三重県議会のこの2期制以外の議会改革の部分についても検証を加えていただき、今後の議論の糧にさせていただけたらと、こんなことを思っております。これは明日決定することですから、ここで私が言うとまたハレーションがいろいろ起こるかも知れませんけれども、一応、私が提案をいたしますので、いろいろ調整もさせていただいております。

(質問) 書き込みはどこまでいいんですか。要は議長の会見の中でおっしゃった、議長としては1割程度がいいんじゃないかと考えていると、議長私案としてそういう感じだということはお出しでもいいんですか。

(議長) それは出していただいて結構です。今ここで申し上げたことはすべて出していただいて結構です。

(質問) 今の第1回定例会の2月、3月会議が始まってから、ずっとまあ集中的にあるのが、主に県立病院の新方針に対しての議会等の一般質問とか、いろんな議員の意見なんですけど、全般にそれを鑑みられて、今の段階で議長として当局から出された4病院の方針については、どのようにお感じでしょうか。

(議長) 基本方針に対して、全協や一般質問でもそこを中心にさまざまな議論が活発に行われているところをごさいます、病院健全化というのは病院経営の健全化の観点でなくて、地域住民の安全・安心を守るという観点からの議論が極めて多いというふうに私は考えているところをごさいます。そのために、このことによって地域の住民の皆さんが安心して安全で暮らせる地域になるのかなというあたりも本当に大きな要素を持っているところをごさいます、地域住民が継続して適切な医療行為を受けられるのか、この病院の改革によってそのことが本当に担保されているのかというあたりをこれから所管の常任委員会等において議論をしていくということになると思いますけども。地域の医療を守るという観点で、引き続き活発な議論を進めていきたいと思っていますし、議長としては、その委員会の議論をみながら、議会全体としてこの問題にどう対応していくかということは今後決めてまいりたいと思っております。

(質問) 議長席に座っておられて、知事の答弁等であったんですが、必要ならば、地元の説明というのが私なんかは知事が当然本音でトークなりの形で地域で関係地の方へ行かれて説明されると思っていたんですが、さっきの午前中の定例知事会見で、私が行くんじゃなくて、健福なり、病院事業庁なりの人間が行って説明するという話で、私は行く気はありませんという話だったんで、予定は今のところないという話だったんで、ちょっと何となく食い違いを感じるのですが。

(議長) 知事は行かないと言っていましたか。

(質問) はい。議長はどういうふうにお感じだったでしょうか。

(議長) 必要があるかどうかは私が判断することではなくて、知事が判断することだと思いますけども、私からみれば、やっぱり県民が不安を持っている時に知事に出てきてほしいということであれば、行くべきだろうというふうに思いますけども。それは私が判断することじゃないと思いますけども、私はそう思います。議会でいろいろさまざまなことがあって、議長に出てこいということで、県民がそのようにおっしゃられるのであれば、私は出て行くべきだと思います。

(質問) さっき、議会全体としてどう対応していくか決めていきたいとおっしゃいましたよね。それというのは、公聴会を開いたり、住民の意見を聴く場を

設けたり、そういうこともするということですか。

(議長) そういう意味ではなくて、現段階ではそのようなことはできないと思いますので、議会全体として知事が出してきたこの案についてどのような対応をするのかというあたりは、議会全体として必要があれば議論をしていかなければならないと思っています。第一義的には、委員会でどのような活発で慎重な議論ができるかというところがまず大事だと思っています。

(質問) 場合によっては、荒手に言えば、伝家の宝刀を使うぞという話ですね。

(議長) それは県民のために今の案が県民の本当に地域の医療を守っていかなくては安心・安全なことに繋がらないということであれば、私どもはそれを殊に躊躇することはないと思っています。

(質問) つまり、場合によっては当初予算をどうかしようかという話にもなるかもしれないということですね。

(議長) それは、すべての可能性は否定しません。ただ、委員会でどのような議論をするかというのがまず第一ポイントだと思っています。

(質問) 昨日の議事進行問題をもう一度ご説明いただけますでしょうか。

(議長) 昨日は萩原議員の方から固有名詞を挙げられまして、参考人の招致をすることを議長において取り諾ろけていただきたいと、こういう旨の発言がございまして、議長から後刻必要があれば議長において適切に処置すると、このような議長の発言でございました。ですから、私どもとしては、昨日の萩原議員の発言の取扱いに関しましては、適切に処置するという旨の発言をいたしたところでございますので、議会運営委員会において、その取扱いを協議いただきますように、私から議会運営委員長に今お願いをしたところでございまして、議会運営委員会の協議結果を待って、対応していきたいと思っています。明日、午後代表者会議終了後、議運を開いてほしいという要請を、委員長にさせていただいているところでございます。

(質問) 参考人招致するかしないかも含めて、議運委の所管ですか。

(議長) そうです。

(質問)有り体に言って、昨日の議事運営への支障というのはあったのですか。つまり、通例の慣例の議事運営のやり方ですね。

(議長)議会運営委員会で私からも申し上げなければならないと思っていますけども、議事進行発言について、なかなかやじとかもあって取り上げにくかったというところもございますけども、議会運営規則42条によると、議事進行発言は適切な時に取り上げなければならないというきまりがございますので、それを取り上げなかったということについては、その規則に若干反しているかなと思っておりますので、その運営については私どもの方から議会運営委員会に説明をさせていただきたいと思っております。

(質問)肉付けすると、同じ新政みえ内でも他の人もすべての議員の方が考えが一致じゃないので、要は昨日の発言で新政みえに元在籍していた県議会議員の方々の名前等が挙がって、実際問題それがちょっとそこにすべてをかぶせるのは云々という形の議事進行発言があって、その件で今回の明日の予定外の議運があるのですけど、そこで話し合うということですね。

(議長)そうです。議運でそのことも含めて話をされるだろうと。私どもの方からは適切に処置しますということについての、適切な処置はこうです、議事進行の発言についてはこうでしたと、というようなことを議運の場で正副議長から申し上げるつもりでございます。ただ、議長席におりますと、当然議会運営委員会で決められた通りの議事運営をしなければならないのは当たり前ですけども、議長にも議事整理権がございますので、その議事整理権の範囲の中での扱いであったかどうかというあたりは、私どもの方から説明をさせていただきたいと思っています。

(質問)萩原さんの昨日の一般質問等の中で、論脈からいくと要はリサイクル推進条例云々というのができて、しかもその中でフェロシルト問題が起きたのは、新政みえの一部県議の責任ではないかと、有り体に言えば新政みえが無理押しして作って六価クロムを入れてしまったのではないかというふうに読み取れたのですけど、それについて萩原さん発言をこれを例えば査問にかけるとかそういう話にはならないのですか。

(議長)それは議会運営委員会で論議をいただくことだろうと、もしそうであれば。そのように受け取る方がいらっしゃるし、そのように受け取らない方も

いらっしゃるかもわかりませんので、やはり議事録をきちんと精査しながら然るべき方法を考えて行くべきだろうと思っています。

（質問）附属機関なのですけれども、先日の議会改革推進会議の役員会で、委員は非常勤特別職公務員とせずということで、報償費で対価を支払うということになりましたけれども、元々二元代表制ということで、地方自治法には明記はされていないけれども、議会にもということですからそういう意味合いもあって、この附属機関の議論は始まったところもあると思うのですけれども、結局執行部側の附属機関とは違う形になるわけですね。

（議長）報酬の対価の払い方ですね。

（質問）その点はどちらかというと後退しているのではないかというようなイメージを受けるのですけれども、当面は試行的にという発言もあられて、将来は議長としてはやはり違う形で、執行部と同じような形でということも考えてはいらっしゃらないのでしょうか。

（議長）それは当然私はそういう考えがございますし、これは三重県だけの考えではなかなかいかないと思いますので、議会基本条例が全国都道府県にずっと広がってくる状況も勘案しながら、全国議長会で地方自治法の解釈なり、改正なりというものをもっと強力で求めていくべき課題だろうと思っています。今私どもやっているのは、試行的にやっているもので、県の職員なり執行部なりにさまざまな形で私どもがすることによって、さまざまな影響が出るということであれば、その部分は避けまして、実質的に附属機関を作っていくことによって、議会の権威を高めていく、そんな方法をまず試行的に目指していきたいということで、あのような形にさせていただきました。私としては大上段から振りかぶって、前にも申し上げましたけども、地方自治法の解釈をめぐるそういう問題に決着をつけたい、訴訟するならしてくださいというくらいの思いがあるのですけれども、現況の中で全国トップを切ってやるには、実質をまず取っておこうかと、設置することにまず意義があって、あとは中身の議論をしっかりと行って、そのことによって全国で仲間と一緒に、全国都道府県議会議長会の仲間と共にこの問題について強力で当たっていける体制を作るためのステップというふうに考えています。

（質問）例えば試行的にやって、そういう実績を上げて、議会にも附属機関というのも有用だよということ、そういうことを証明する環境整備というか、

そういう意味合いもやはりあるのですか。

(議長) 当然そういう思いを持っています。

(質問) このことで、知事は条例の範囲内ということで、兼々言っておるわけですがけれども、議長としてはこれでまた知事と話し合うという考えは。

(議長) 必要があれば話はしますけども、今まで事前に少し話はしてあるのですけども、非公式に。このことについては、議会の活性化ということについては知事は極めて好意的にこの問題を捉えてくれていると思っています。

(質問) タイミングが月1回しか定例議長会見がないので今お聞きしますけれども、藤田正美さんが一般質問の時間を返上されましたよね。それについて、あとも含めて、他の議員の方とかそういうことも含めて、異論とか、それは議会史上もそういうことはあまり例がなくてまずいのではないかみたいなそういう話とかは出ていないのですか。

(議長) 私は聞いておりませんが、基本的に与えられた権利でございますので、私は行使はしてほしかったという思いは持っています。

(質問) 本人が申し出たら、それで他が時間の分捕り合戦をやれば、何もお咎めなくそのまま進むものなのですか。

(議長) そのあたりの基本的なルールというか、考え方は整理をしていかなければならないのかなと思っていますけれども、今後私はこのようなことはあまり起こりえないだろうというふうに判断しております。

(質問) つまり本来は望ましいことではないと。

(議長) 私はそう思いますね。県民から議席を与えられて、いわゆる質問権というのを放棄することですから、それは別のことでいろいろな県政に対する提言はできますけども、本会議場で年に1回ということを棄権をするわけですから、私は県民サイドから見て、今後あまりこういうのが多くあってはいけないのかなと思っています。どなたであれ。

(以 上) 14:11 終了